

2. 市町村廃置分合改称等の沿革

大正2年～昭和31年1月

施行年月日	沿 革	施行年月日	沿 革
大正 2. 3.23	印旛郡大杜村を大森町とし町制施行	昭和12. 4. 1	君津郡駒山村を廃しその区域を同郡環村に編入
" 2. 4. 1	印旛郡本郷村と荃原村を廃しその区域をもって新に本荃村を置く	" 12. 4. 1	君津郡吉野村を廃しその区域を同郡大貫町に編入
" 3. 4. 1	夷隅郡御宿村を御宿町とし町制施行	" 12. 4. 1	夷隅郡豊浜村を廃しその区域を同郡勝浦町に編入
" 4.10. 1	海上郡浦賀村と足川村を廃しその区域をもって新に矢指村を置く	" 12. 4. 1	東葛飾郡南行徳村を南行徳町とし町制施行
" 4.10. 1	安房郡由基村を主基村に改称	" 13. 4. 1	東葛飾郡八柱村を廃しその区域を同郡松戸町に編入
" 4.12. 8	西葛飾郡福岡町を八日市場町に改称	" 14. 4. 1	山武郡土気本郷町を土気町に改称
" 8. 1. 1	印旛郡八街村を八街町とし町制施行	" 14.11. 3	安房郡館山北条町、那古町及び船形町を廃しその区域をもって新に館山市制施行
" 9.10. 1	安房郡儀町を千倉町に改称	" 15. 2.11	長生郡白瀧村を白瀧町とし町制施行
" 10. 1. 1	千葉郡千葉町を廃しその区域をもって新に千葉市制施行	" 15. 2.11	山武郡豊海村を豊海町とし町制施行
" 10. 1. 1	夷隅郡清海村を興津町とし町制施行	" 15.12.23	印旛郡千代田村を千代田町とし町制施行
" 13. 4.10	香取郡栗源村を栗源町とし町制施行	" 16. 2.11	長生郡高根本郷村を高根村に改称
" 13. 7.15	市原郡明治村を牛久町とし町制施行	" 16. 4. 1	長生郡南白亀村の一部を同郡白瀧町に編入
" 14.10. 1	香取郡府馬村を府馬町とし町制施行	" 17. 8. 1	香取郡本大須賀村を昭栄村に改称
" 15. 4. 1	君津郡青堀村を青堀町とし町制施行	" 17.11. 3	君津郡木更津町、巖根村、清川村及び波岡村を廃しその区域をもって新に木更津市制施行
" 15. 4.10	山武郡片貝村を片貝町とし町制施行	" 18. 4. 1	東葛飾郡松戸町、馬橋村及び高木村を廃しその区域をもって新に松戸市制施行
" 15. 4.24	君津郡関村と豊岡村を廃しその区域をもって新に関豊村を置く	" 18. 4. 1	君津郡周西村及び八重原村を廃しその区域をもって新に君津町を置く
" 15. 9.15	東葛飾郡千代田村を柏町とし町制施行	" 19. 2.11	千葉郡千城村を廃しその区域を千葉市に編入
昭和 3.11.10	千葉郡生浜村を生浜町とし町制施行	" 23.11. 3	香取郡日吉村、吉田村、飯高村及び豊和村を匝瑳郡の区域に編入
" 3.11.10	千葉郡二宮村を二宮町とし町制施行	" 24.11. 3	東葛飾郡大柏村を廃しその区域を市川市に編入
" 3.11.10	安房郡岩井村を岩井町とし町制施行	" 25. 5. 3	東葛飾郡野田町、旭村、七福村及び梅郷村を廃しその区域をもって新に野田市制施行
" 3.11.10	安房郡江見村を江見町とし町制施行	" 26. 3.15	香取郡佐原町、香取町、香西村及び東大戸村を廃しその区域をもって新に佐原市制施行
" 3.11.10	安房郡湊村を小湊町とし町制施行	" 26. 4. 1	東葛飾郡八木村、新川村及び流山町を廃しその区域をもって新に江戸川町を置く
" 4.10.12	東葛飾郡小金町の一部と土村の一部と交換	" 26. 4. 1	香取郡小見川町、豊浦村、森山村及び神里村を廃しその区域をもって新に小見川町を置く
" 6. 1. 1	東葛飾郡葛飾村を葛飾町とし町制施行	" 26. 4. 1	山武郡大網町、瑞穂村及び山辺村を廃しその区域をもって新に大網町を置く
" 7. 7. 1	君津郡神納村と橋葉村を廃しその区域をもって新に昭和町を置く	" 26. 4. 1	香取郡多古町及び東条村を廃しその区域をもって新に多古町を置く
" 7. 7. 1	印旛郡富里村の一部を成田町に編入	" 27. 1. 1	東葛飾郡江戸川町を流山町と改称
" 8. 2.11	海上郡銚子町、本銚子町、西銚子町と豊浦村を廃しその区域をもって新に銚子市制施行	" 27. 4. 1	長生郡茂原町、豊田村、二宮本郷村、鶴枝村、五郷村及び東郷村を廃しその区域をもって新に茂原市制施行
" 8. 4. 1	安房郡白浜村を白浜町とし町制施行	" 27. 4. 1	長生郡東郷村大字千町の内字西野、松ヶ枝、西之関、宮之下、下の関、稲荷町及び西日を同郡本納町に編入
" 8. 4. 1	東葛飾郡明村を廃しその区域を東葛飾郡松戸町に編入	" 27. 6. 1	君津郡長浦村代宿の一部及び久保田台の一部を市原郡姉崎町へ編入
" 8. 4. 1	君津郡真舟村を廃しその区域を君津郡木更津町に編入	" 27. 8. 1	印旛郡志津村下志津の一部を同郡千代田町に編入
" 8. 4. 3	安房郡富浦村を富浦町とし町制施行	" 27. 9. 1	君津郡根形村飯高の一部を同郡中郷村に編入
" 8. 4.18	安房郡北条町、及び館山町を廃しその区域をもって館山北条町を置く	" 28. 4. 1	山武郡東金町、公平村、丘山村、大和村、正気村及び豊成村を廃しその区域をもって新に東金町を置く
" 9.11. 3	東葛飾郡市川町、入幡町、中山町及び国分町を廃しその区域をもって新に市川市制施行		
" 10. 8.10	山武郡白里村を白里町とし町制施行		
" 12. 2.11	印旛郡内郷村を廃しその区域を同郡佐倉町に編入		
" 12. 2.11	千葉郡検見川町、蘇我町、都賀村及び都村を廃しその区域を千葉市に編入		
" 12. 2.11	海上郡高神村及び海上村を廃しその区域を銚子市に編入		
" 12. 4. 1	東葛飾郡船橋町、葛飾町、八栄村、法典村及び塚田村を廃しその区域をもって新に船橋市制施行		

2. 市町村廃置分合改称等の沿革 (続)

施行年月日	沿 革	施行年月日	沿 革
昭和28. 4. 1	長生郡本納町及び新治村を廃しその区域をもつて新に本納町を置く	昭和 29. 4. 1	千葉郡豊富村を廃しその区域を船橋市に編入
" 28. 4. 1	山武郡公平村字姫島を同郡成東町に編入	" 29. 4. 29	夷隅郡国吉町, 中川村及び千町村を廃しその区域をもつて新に夷隅町を置く
" 28. 4. 1	山武郡大和村小西, 養安寺及び山口の一部を同郡大網町に編入	" 29. 5. 3	匝瑳郡東陽村, 南条村, 日吉村及び白浜村を廃しその区域をもつて新に光町を置く
" 28. 4. 1	印旛郡木下町別所の一部を同郡船穂村に編入	" 29. 5. 3	安房郡西岬村, 神戸村, 富崎村, 豊房村, 館野村及び九重村を廃しその区域を館山市に編入
" 28. 4. 1	印旛郡船穂村草深の一部を同郡木下町に編入	" 29. 6. 1	海上郡旭町, 匝瑳郡共和村及び豊畑村を廃しその区域をもつて新に海上郡旭町を置く
" 28. 5. 1	安房郡稲都村, 滝田村及び国府村を廃しその区域をもつて新に三芳村を置く	" 29. 6. 1	君津郡亀山村四方木を安房郡天津町へ編入
" 28. 7. 1	夷隅郡長者町及び中根村を廃しその区域をもつて新に長者町を置く	" 29. 7. 1	安房郡鴨川町, 東条村, 西条村及び田原村を廃しその区域をもつて新に鴨川町を置く
" 28. 8. 1	千葉郡二宮町を廃しその区域を船橋市に編入	" 29. 7. 1	匝瑳郡八日市場町を廃しその区域をもつて新に八日市場市制施行
" 28. 11. 3	印旛郡遠山村駒井野の一部を同郡富里村に編入	" 29. 7. 1	海上郡海上町大字琴田の一部を同郡旭町に編入しその区域をもつて新に旭市制施行
" 28. 11. 3	長生郡一松村, 八積村及び高根村を廃しその区域をもつて新に長生村を置く	" 29. 7. 1	千葉郡養橋村を廃しその区域を千葉市に編入
" 28. 11. 3	長生郡一宮町及び東浪見村を廃しその区域をもつて新に一宮町を置く	" 29. 7. 6	千葉郡幕張町を廃しその区域を千葉市に編入
" 29. 1. 1	千葉郡養橋村鹿放ヶ丘の一部及び大日の一部を印旛郡千代田町に編入	" 29. 7. 17	匝瑳郡野田村及び栄村を廃しその区域をもつて新に野栄町を置く
" 29. 1. 15	千葉郡大和田町及び陸村を廃しその区域をもつて新に八千代町を置く	" 29. 8. 1	千葉市実籾, 安生津, 天戸, 長作及び馬加の一部(旧暮張町)を千葉郡津田沼町に編入
" 29. 1. 15	市原郡高滝村, 富山村, 里見村及び白鳥村を廃しその区域をもつて新に加茂村を置く	" 29. 8. 1	千葉郡津田沼町を廃しその区域をもつて新に習志野市制施行
" 29. 2. 11	海上郡旭町, 富浦村及び矢指村を廃しその区域をもつて新に旭町を置く	" 29. 8. 1	香取郡府馬町, 八都村及び山倉村を廃しその区域をもつて新に山田町を置く
" 29. 3. 3	安房郡白浜町及び長尾村を廃しその区域をもつて新に白浜町を置く	" 29. 8. 1	安房郡千才村を廃しその区域を同郡千倉町に編入
" 29. 3. 30	印旛郡豊住村興津を同郡安食町に編入	" 29. 8. 28	習志野市天戸及び長作の一部を千葉市に編入
" 29. 3. 31	印旛郡成田町, 公津村, 八生村, 中郷村, 久住村, 豊住村及び遠山村を廃しその区域をもつて新に成田市制施行	" 29. 9. 1	東葛飾郡柏町, 土村, 田中村及び小金町を廃しその区域をもつて新に東葛市制施行
" 29. 3. 31	印旛郡佐倉町, 臼井町, 志津村, 根郷村, 和田村及び弥富村を廃しその区域をもつて新に佐倉市制施行	" 29. 9. 1	印旛郡阿蘇村を廃しその区域を千葉郡八千代町に編入
" 29. 3. 31	君津郡君津町, 周南村及び貞元村を廃しその区域をもつて新に君津町を置く	" 29. 10. 1	山武郡成東町, 大富村及び南郷村を廃しその区域をもつて新に成東町を置く
" 29. 3. 31	香取郡多古町, 久賀村, 中村及び常磐村を廃しその区域をもつて新に多古町を置く	" 29. 10. 1	君津郡久留里町, 亀山村及び松丘村を廃しその区域をもつて新に上総町を置く
" 29. 3. 31	海上郡飯岡町及び三川村を廃しその区域をもつて新に飯岡町を置く	" 29. 10. 5	夷隅郡大多喜町, 上瀑村, 総元村, 西畑村及び老川村を廃しその区域をもつて新に大多喜町を置く
" 29. 3. 31	匝瑳郡八日市場町, 豊栄村, 須賀村, 匝瑳村, 豊和村, 吉田村, 飯高村, 共興村, 平和村及び椿海村を廃しその区域をもつて新に八日市場町を置く	" 29. 10. 15	東葛市旧小金の内小字八丁, 五丁歩, 東山, 下リ松, 向山, 和津橋, 大勝院, 根木内合及び浅間下を除く区域を松戸市へ編入
" 29. 4. 1	山武郡東金町, 源村, 福岡村を廃しその区域をもつて新に東金市制施行	" 29. 11. 1	印旛郡八街町及び川上村を廃しその区域をもつて新に八街町を置く
" 29. 4. 1	安房郡千倉町, 七浦村及び健田村を廃しその区域をもつて新に千倉町を置く	" 29. 11. 1	山武郡日向村大木の一部を印旛郡八街町に編入
" 29. 4. 1	山武郡福岡村九十根, 下ヶ傍, 長国, 北吉田, 桂山及び二ノ袋の一部を同郡白里町に編入	" 29. 11. 1	佐倉市下志津原の一部を印旛郡千代田町に編入
" 29. 4. 1	山武郡源村雨坪, 武勝, 下布田の一部及び植草の一部を同郡日向村に編入	" 29. 11. 1	東葛飾郡富勢村根戸の一部, 布施の一部, 根戸新田の一部, 呼塚新田の一部, 弁天下, 宿連寺, 松ヶ崎新田及び柏畑之内新田の区域を東葛市へ, それ以外の区域を同郡我孫子町に編入
" 29. 4. 1	長生郡長生村船頭給を同郡一宮町に編入	" 29. 11. 3	市原郡五井町及び東海村を廃しその区域をもつて新に五井町を置く
" 29. 4. 1	千葉郡八千代町安生津を同郡幕張町に編入	" 29. 11. 3	君津郡鎌足村を廃しその区域を木更津市に編入
" 29. 4. 1	海上郡船木村, 椎柴村を廃しその区域を銚子市に編入	" 29. 11. 15	東葛市を柏市と改称

2. 市町村廃置分合改稱等の沿革 (続)

施行年月日	沿 革	施行年月日	沿 革
昭和29.11.15	市原郡牛久町, 鶴舞町, 戸田村, 内田村及び平三村を廃しその区域をもつて新に南総町を置く	昭和30. 3.30	君津郡大貫町及び佐貫町を廃しその区域をもつて新に大佐和町を置く
" 29.12. 1	印旛郡木下町, 大森町, 船穂村及び永治村(一部)を廃しその区域をもつて新に印西町を置く	" 30. 3.31	君津郡青堀町, 富津町及び飯野村を廃しその区域をもつて新に富津町を置く
" 29.12. 1	印旛郡永治村平場, 谷田, 清戸及び十余一を同郡白井村に編入	" 30. 3.31	市原郡市西村及び養老村を廃しその区域をもつて新に三和町を置く
" 29.12. 1	山武郡大網町, 増穂村及び白里町を廃しその区域をもつて新に大網白里町を置く	" 30. 3.31	市原郡八幡町及び菊間村を廃しその区域をもつて新に市原町を置く
" 29.12. 1	夷隅郡古沢村及び長生郡太東村を廃しその区域をもつて新に夷隅郡太東町を置く	" 30. 3.31	君津郡秋元村及び三島村を廃しその区域をもつて新に清和村を置く
" 30. 1. 1	山武郡陸岡村及び日向村を廃しその区域をもつて新に山武町を置く	" 30. 3.31	君津郡小糸村及び中村を廃しその区域をもつて新に小糸町を置く
" 30. 2. 1	山武郡松尾町, 大平村及び豊岡村を廃しその区域をもつて新に松尾町を置く	" 30. 3.31	君津郡湊町, 天神山村, 竹岡村及び金谷村を廃しその区域をもつて新に天羽町を置く
" 30. 2.11	長生郡庁南町, 西村, 東村及び豊栄村を廃しその区域をもつて新に長南町を置く	" 30. 3.31	安房郡富浦町及び八束村を廃しその区域をもつて新に富浦町を置く
" 30. 2.11	香取郡新島村, 津宮村, 瑞穂村及び大倉村を廃しその区域を佐原市に編入	" 30. 3.31	安房郡和田町及び北三原村を廃しその区域をもつて新に和田町を置く
" 30. 2.11	安房郡天津町及び小湊町を廃しその区域をもつて新に天津小湊町を置く	" 30. 3.31	千葉郡白井村及び更科村を廃しその区域をもつて新に泉町を置く
" 30. 2.11	君津郡金田村を廃しその区域を木更津市に編入	" 30. 3.31	山武郡片貝町及び豊海町を廃しその区域及び鳴浜村の一部(作田)をもつて新に九十九里町を置く
" 30. 2.11	香取郡滑河町, 小御門村及び高岡村を廃しその区域をもつて新に下総町を置く	" 30. 3.31	君津郡昭和町及び長浦村を廃しその区域及び根形村の一部(大字三津作, 飯富, 勝, 野田, 大曾根, 下新田)をもつて新に袖ヶ浦町を置く
" 30. 2.11	長生郡白濁町, 関村及び南白亀村を廃しその区域をもつて新に白子町を置く	" 30. 3.31	夷隅郡大原町, 東海村及び東村を廃しその区域及び布施村の一部(大字上布施, 下布施, 字三島, 押替), 浪花村の一部(大字小池, 小沢, 岩船)をもつて新に大原町を置く
" 30. 2.11	君津郡平岡村及び中川村を廃しその区域をもつて新に平川町を置く	" 30. 3.31	夷隅郡御宿町及び布施村の一部, 浪花村の一部をもつて新に御宿町を置く
" 30. 2.11	香取郡豊里村を廃しその区域を銚子市に編入	" 30. 3.31	君津郡馬來田村を廃しその区域と富岡村の一部をもつて新に富來田町を置く
" 30. 2.11	市原郡市東村及び湿津村を廃しその区域をもつて新に市津村を置く	" 30. 3.31	安房郡江見町, 大海村及び曾呂村を廃しその区域をもつて新に江見町を置く
" 30. 2.11	夷隅郡勝浦町, 興津町, 上野村及び総野村を廃しその区域をもつて新に勝浦町を置く	" 30. 3.31	安房郡大山村, 吉尾村及び主基村を廃しその区域をもつて新に長狭町を置く
" 30. 2.11	香取郡良文村を廃しその区域を小見川町に編入	" 30. 3.31	東葛飾郡行徳町を廃しその区域を市川市に編入
" 30. 2.11	安房郡岩井町及び平群村を廃しその区域をもつて新に富山町を置く	" 30. 3.31	柏市土谷津の一部を東葛飾郡我孫子町に編入
" 30. 2.11	千葉郡生浜町, 椎名村及び菅田村を廃しその区域を千葉市に編入	" 30. 3.31	市原郡五井町白塚, 柏原, 今津朝山及び青柳の一部(旧千種)を同郡姉崎町に編入
" 30. 2.11	旭市大字イ, 字椎柴野を銚子市に編入	" 30. 3.31	山武郡鳴浜村白幡及び本須賀を同郡成東町に編入
" 30. 3. 1	君津郡中郷村を廃しその区域を木更津市に編入	" 30. 3.31	君津郡根形村三黒谷中, 岩井及び富岡村(下根岸その他)を同郡平川町に編入
" 30. 3.10	印旛郡六合村及び宗像村を廃しその区域をもつて新に印旛村を置く	" 30. 4. 1	長生郡水上村深沢及び笠森を同郡長南町に編入
" 30. 3.10	印旛郡千代田町及び旭村を廃しその区域をもつて新に四街道町を置く	" 30. 4. 1	長生郡長南町須田の一部を茂原市に編入
" 30. 3.10	印旛郡旭村馬渡を佐倉市に編入	" 30. 4. 1	長生郡長生村一松の一部を同郡一宮町に編入
" 30. 3.10	安房郡勝山町及び佐久間村を廃しその区域をもつて新に勝山町を置く	" 30. 4.10	香取郡古城村, 中和村及び万才村を廃しその区域をもつて新に干潟町を置く
" 30. 3.15	安房郡豊田村及び丸村を廃しその区域及び千倉町の一部(安馬谷, 峯, 白子の一部)をもつて新に丸山町を置く	" 30. 4.15	香取郡大須賀村及び昭栄村を廃しその区域をもつて新に大栄町を置く
" 30. 3.20	市原郡五井町及び千種村を廃しその区域をもつて新に五井町を置く	" 30. 4.19	香取郡神崎町及び米沢村を廃しその区域をもつて新に神崎町を置く
" 30. 3.30	東葛飾郡風早村及び手賀村を廃しその区域をもつて新に沼南村を置く		

2. 市町村廃置分合改稱等の沿革 (続)

施行年月日	沿 革	施行年月日	沿 革
昭和 30. 4. 25	君津郡環村及び関豊村を廃しその区域をもつて新に峯上村を置く	昭和 30. 7. 20	東葛飾郡関宿町, 木間ヶ瀬村及び二川村を廃しその区域をもつて新に関宿町を置く
" 30. 4. 29	長生郡長柄村, 日吉村及び水上村を廃しその区域をもつて新に長柄町を置く	" 30. 7. 20	香取郡神代村, 橋村, 東城村及び笹川町を廃しその区域をもつて新に東庄町を置く
" 30. 4. 29	東葛飾郡我孫子町, 湖北村及び布佐町を廃しその区域をもつて新に我孫子町を置く	" 30. 9. 30	船橋市習志野町を習志野市へ編入
" 30. 7. 1	山武郡二川村及び千代田村を廃しその区域をもつて新に芝山町を置く	" 30. 9. 30	長生郡長生村宮原を同郡一宮町へ編入
" 30. 7. 1	山武郡緑海村を廃しその区域を成東町に編入	" 30. 12. 1	印旛郡安食町及び布鎌村を廃しその区域をもつて新に栄町を置く
" 30. 7. 20	長生郡土睦村及び夷隅郡瑞沢村を廃しその区域及び長南町の一部(森, 長楽寺, 芝原の一部)をもつて新に長生郡睦沢村を置く	" 30. 12. 1	海上郡海上町琴田の一部を旭市に編入
		" 31. 1. 1	茨城県稲敷郡河内村出津を印旛郡栄町に編入